

令和3年6月〇〇日

新潟県知事 花角英世 殿

法人の名称 一般社団法人 新潟県自動車整備振興会
代表者の氏名 樋口 誠

公益目的支出計画実施報告書等の提出について

一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項の規定により、別紙のとおり令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の公益目的支出計画実施報告書等を提出いたします。

【別紙1：法人の基本情報】

法人コード	A015619
法人名	一般社団法人新潟県自動車整備振興会

1. 基本情報

フリガナ	イッパンシャダンホウジン ニイガタケンジドウシャセイビシンコウカイ			
法人の名称	一般社団法人 新潟県自動車整備振興会			
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒950-0961 新潟県新潟市中央区東出来島12番6号		
	代表電話番号	025-285-2301 (内線) FAX番号 025-285-2008		
	代表メールアドレス	oasis-n@jaspa.niigata.or.jp		
	ホームページアドレス	http://www.jaspa-niigata.or.jp		
代表者の氏名	樋口 誠			
事業年度	04月01日～03月31日			
担当者	氏名(又は名称)	石沢 龍哉	役職(又は担当者名)	専務理事
	電話番号	025-285-2301	FAX番号	025-285-2008
	電子メールアドレス	naspasoumu@bc.wakwak.com		
事業の概要	自動車の点検・整備意識の涵養による交通安全、公害防止と 自動車分解整備事業者の育成・指導			

注：代理人による提出の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

【別紙2：公益目的支出計画実施報告書】

2. 公益目的支出計画実施報告書

【 2年度（2020/4/1 から 2021/3/31 まで）の概要】

1. 公益目的財産額	944,552,983 円
2. 当該事業年度の公益目的収支差額((1)+(2)-(3))	962,136,077 円
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	842,408,524 円
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	163,350,963 円
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	43,623,410 円
3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額	0 円
4. 2の欄に記載した額が計画に記載した見込額と異なる場合、その概要及び理由 注	
自動車整備士資格取得講習受講者の増により収入増となったが、新技術対応講習に使用する教材確保等の教育環境整備を予定どおり行ったことにより、公益目的財産額の計画通りの費消を行うことができた。	

注:詳細は、別紙様式に個別の事業等ごとに記載してください。

【公益目的支出計画の状況】

公益目的支出計画の	(1) 計画上の完了見込み	令和3年3月31日
完了予定事業年度の末日	(2) (1)より早まる見込みの場合	令和3年3月31日

	前事業年度		当該事業年度		翌事業年度
	計画	実績	計画	実績	計画
公益目的財産額	944,552,983 円	944,552,983 円	944,552,983 円	944,552,983 円	0 円
公益目的収支差額	822,990,000 円	842,408,524 円	940,560,000 円	962,136,077 円	0 円
公益目的支出の額	150,310,000 円	164,960,762 円	150,310,000 円	163,350,963 円	0 円
実施事業収入の額	32,740,000 円	40,069,660 円	32,740,000 円	43,623,410 円	0 円
公益目的財産残額	121,562,983 円	102,144,459 円	3,992,983 円	0 円	0 円

注:前事業年度及び当該事業年度の計画及び実績の額、翌事業年度の計画の額を記載してください。

(2)-1〔公益目的支出計画実施報告書〕

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

(事業単位ごとに作成してください。)

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継 1	自動車社会の交通安全及び環境保全並びに犯罪防止のため、自動車使用者の保守管理意識の醸成と自動車の点検整備を促進するとともに、技術革新のつづく自動車の整備に関し、整備技術の向上と関係法令等の遵守を徹底するため、国家資格整備士を養成し、更には、整備事業に関する調査・研究、情報収集と提供を行い、整備関係従事者の育成・指導を行う事業

(1)計画記載事項

事業の概要
<p>〈事業実施の趣旨〉</p> <p>自動車は、国民生活や経済発展に必要なものとなっており、その役割はますます重要なものとなってきている一方で、交通事故件数は減少してきてはいるものの、死傷者数は依然として厳しいものがあります。加えて、自動車の使用過程からの排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への取り組みが喫緊の課題となってきています。</p> <p>本来、自動車の保守管理は法律により自動車の使用者に義務づけられているところですが、定期点検整備実施率が低迷していることから、多くの自動車使用者がこれを認識している状況にはほど遠いものがあります。</p> <p>これらの背景から、自動車の故障等による交通事故防止や、故障車両に起因する交通渋滞や整備不良による公害防止を図るため、自動車使用者に対し、自動車の日常点検の重要性、定期点検整備の必要性を涵養するとともに、最近の自動車の構造・機能等の新技術の進展はEV、HVに代表されるように、安全・公害対策に加えてエンジン性能及び操縦安定性の向上はもとより、居住快適性を重視するため、各装置の随所に電子制御技術が取り入れられ、今後ますます高度化、多様化する傾向にあり、これらの自動車の安全を確保し、有害ガスの排出を最小限に抑え、自動車使用者の快適なカーライフを支えるための適正な整備を実施する自動車の国家資格整備士を養成することがますます重要なものとなってきていることから、これらの社会要請に応えるため次の事業を行っています。</p> <p>〈事業内容〉</p> <p>1. 自動車点検整備必要性の涵養に関する事業</p> <p>(1) 点検整備促進キャンペーン</p> <p>自動車使用者の保守管理意識を醸成し、自動車の日常点検と定期点検整備の必要性を理解してもらうため、自動車整備工場に気軽に立ち寄り、点検整備に慣れ親しんでいただくことを目的に、毎年9月～10月をキャンペーン期間として、TV、新聞等で広報を図り、期間中に何らかの点検・整備等で整備工場に入庫した車両のユーザーを対象に応募ハガキを配賦し、抽選でギフト券等が当選するキャンペーンを展開する。</p> <p>平成24年度の応募はがき回収枚数は、25,000通程度を見込んでいる。</p> <p>(2) 自動車点検教室、マイカー無料点検サービス</p> <p>毎年9月～10月を定期点検キャンペーン期間として(平成23年度は、通算27回目)、すべての会員整備工場に幟又は横断幕等を掲示し、点検整備の必要性をPRするとともに、10月の第一土曜日をマイカー点検サービスの日と定め、新潟県下16会場で「自動車点検教室」を開催し、実際に自分の車を使用した、日常点検のやり方や点検整備のやり方を現地学習するとともに、国家資格整備士による無料の点検サービスを実施する。</p> <p>平成24年度の参加・来場者は、1,000人程度を見込んでいる。</p> <p>(3) 広報・啓発活動</p> <p>毎年9月～10月の定期点検キャンペーン期間にあわせ、自動車の点検整備の必要性を訴えるPR活動として、県内数ヶ所に横断幕を掲示するとともに、TV、ラジオ、新聞等のマス・メディアを利用し広報・啓発活動を実施するとともに、自動車整備相談所を設置し、年間を通じ自動車使用者からの自動車整備相談に応じる事業を実施する。</p> <p>平成23年度の実施状況は、平成23年度事業報告書のとおり。</p> <p>〈財源〉</p> <p>無し(本会会費収入より補填)</p> <p>2. 交通安全、環境保全及び犯罪防止に関する事業</p> <p>(1) 整備不良車、不正改造車、不正軽油使用車等排除運動</p> <p>北陸信越運輸局新潟運輸支局並びに長岡検査登録事務所からの協力要請を受け、新潟県内の主要箇所において、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び各警察署と連携し、一般道路を通行している自動車を対象に街頭検査(マイカー点検サービス)を実施し、整備不良車、不正改造車、不正軽油使用車、定期点検・車検未実施車の排除に努め、交通事故の減少、公害防止、犯罪抑制に寄与する。</p> <p>平成23年度の実績は51回。</p>

(2) 出張検査場の維持・管理

法律により、自動車は一定期間ごとに保安基準の適合性を確認する「車検」を実施しなければ一般公道を走行してはならないことになっています。当県は面積が広く、新潟と長岡にある国等の検査機関である北陸信越運輸局並びに軽自動車検査協会新潟主管事務所の施設だけでは県内のすべての自動車等を検査することが困難なことから、出張検査場として、本会で保有する上越分室並びに佐渡分室の施設・設備を貸与し、車検期間更新業務に協力し、地域住民の利便に寄与すると共に、自動車の安全確保、公害防止に寄与する。

平成23年度の出張車検実績は、登録車183日、軽自動車131日。

(3) 自動車整備業の立場から交通安全、環境保全、犯罪防止に寄与する事業

自動車リサイクル法に基づく自動車の適正処理について会員を指導し、毎年定期的に整備事業者の事業運営環境状況の確認を実施し、北陸信越運輸局の行う環境保全優良事業所表彰受賞のための環境整備について助言等を行い自動車整備業の立場から環境保全に寄与するとともに、自動車整備事業場の立地条件を生かし子供の登下校時等の状況を見守り犯罪防止に寄与する「老人とこども110番事業」を推進し、新潟県が主体となって実施する「交通安全チャレンジ100事業」や「交通遺児基金」の実施する事業に協力し交通安全と犯罪防止に寄与する。

〈財源〉

無し(本会会費収入より補填)

3. 自動車整備士の養成に関する事業

自動車整備士の資格は国家資格であり、これを取得するには、国土交通省が実施する自動車整備士技能検定を受検しなければならず、この技能検定は、「学科試験」及び「実技試験」により判定することとされているが、二種養成施設の養成課程を修了したものについては実技試験が免除されることとなっている。

二種養成施設とは、自動車整備に係る一定の経験年数を有するものを対象として、国土交通大臣の指定を受けて自動車整備士を養成する自動車整備技術講習所を指すもので、自動車整備振興会がその指定を受け運営を行っているものです。

教育時間は、一級課程(二級ガソリン、二級ジーゼル資格両取得者)は、169時間以上で1年を超えない範囲で、二級課程は112.5時間以上、三級課程は75時間以上、基礎課程は32時間以上で、ともに6ヶ月を超えない範囲で、それぞれカリキュラムを設定している。

本会では、職業能力開発促進法に基づく認定訓練事業として新潟県からの補助金を受入れ、毎年5月から翌年2月まで、一級から基礎までの全課程を開講するとともに、受講者の便宜を考慮し、新潟市の本教場の他に、長岡市、上越市、佐渡市に分教場を設置し、毎年130名程度が本会の二種養成施設の各課程を修了している。

〈財源〉

受講料及び補助金並びに本会会費収入より補填

〈人員〉

専任講師8名及び外部依頼講師60名

4. 自動車整備事業従事者の育成・指導事業

自動車整備業界を取り巻く環境は、社会環境、経済動向や自動車使用者のニーズにより常に変化し、自動車の構造・機能等の新技術の進展もEV、HVに代表されるように、安全・公害対策に加えてエンジン性能及び操縦安定性の向上はもとより、居住快適性を重視するため、各装置の随所に電子制御技術が取り入れられ、今後ますます高度化、多様化する傾向にある。また同様に、係る装置の進展に伴い関連する法令・通達も、それらに対応するため改正の頻度が多くなってきている。

本会では、自動車分解整備事業者が日常の業務に必要とする各種の情報を適宜発信し、又はその従業員等が日常の業務に必要とする技術力と知識の向上を図る事により、交通安全・公害防止・犯罪防止といった社会的要請に応え、自動車使用者の安全・快適なカーライフを支えるため次の事業を行う。

- (1) 業界の実態調査と業界健全化のための情報発信を行う
- (2) 自動車新技術関連情報の収集・提供と整備相談への対応を行う
- (3) 改正自動車整備関係法令・通達関連情報の収集と提供を行う
- (4) 自動車関係団体との相互情報交換と講習・研修会等参加による情報収集を行う
- (5) 会員組織との連携と情報交換による相互啓発を行う
- (6) 機関誌(NASPA)の編纂と発行を行う
- (7) ホームページを利用したFAINES関連情報、放置駐車違反金滞納車情報等の情報提供を行う
- (8) 道路運送車両法第91条3の自動車分解整備事業者の遵守事項の規定に基づき定期的に、自動車分解整備事業者及びその従業員を対象に、自動車の新機構・新装置の構造、機能及び点検・整備方法並びに分解整備後の保安基準適合性等の確認のための講習を行う
- (9) 道路運送車両法第91条3の自動車分解整備事業者の遵守事項の規定に基づき定期的に、自動車分解整備事業者及びその従業員を対象に、関係法令・通達等の周知とコンプライアンス徹底のための講習を行う
- (10) 自動車整備従業員の技術力とCS能力の向上のため隔年毎に開催される全国自動車整備技能大会への参加を行う

(1)当該事業にかかる公益目的支出の見込額	150,490,000 円
(2)当該事業にかかる実施事業収入の見込額	32,680,000 円

(2)当該事業年度の実施状況

事業の実施状況について

〈事業実施の状況〉

〈事業内容〉

1. 自動車点検整備必要性の涵養に関する事業

(1) 点検整備促進キャンペーン

自動車使用者の保守管理意識を醸成し、自動車の日常点検と定期点検整備の必要性を理解してもらうため、自動車整備工場に気軽に立ち寄り、点検整備に慣れ親しんでいただくことを目的に、9月1日～10月31日の間、国土交通省、日本自動車整備振興会連合会等と協力し、自動車ふれあい相談所の開設、街頭検査の実施等の点検整備促進キャンペーンを展開するとともに、28年度から期間を7月1日～12月31日までに延長し、自動車ユーザーを対象とした懸賞キャンペーン、「点検トキめきキャンペーン」を実施し、50,593通の応募から、1,022名の当選者に賞品を授与した。

(2) 自動車点検教室、マイカー無料点検サービス

10月5日、11月15日、県内2会場で、自動車の構造の概要及び点検・整備の必要性を涵養するための「マイカー点検教室」を開催し、自動車ユーザー134名が受講した。また、同日「マイカー無料点検サービス」を同会場に於いて実施し、37台の車輛に対し無料で点検サービスを実施した。

(3) 広報・啓発活動

9月1日～10月31日、点検整備促進キャンペーン期間にあわせ、自動車の点検整備の必要性を訴えるPR活動として、県内1,944名の会員工場がのぼり又は横断幕を掲示するとともに、新聞広告を2回、県内民放4局を使い、テレビスポットを304本を放映した。また、自動車ユーザーからの自動車整備相談に応じるとともに、登録車が平成26年2月から、軽自動車が平成27年1月から、自動車車検証備考欄への点検整備実施状況の記載が開始されたことから、これの周知のためのテレビスポットを7月1日から12月31日までの間に121本を放映した。

〈財源〉

無し(本会会費収入より補填)

2. 交通安全、環境保全及び犯罪防止に関する事業

(1) 整備不良車、不正改造車、不正軽油使用車等排除運動

北陸信越運輸局新潟運輸支局並びに長岡検査登録事務所からの協力要請を受け、新潟県内の主要箇所において、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会及び各警察署と連携し、一般道路を通行している自動車を対象に街頭検査(マイカー点検サービス)を12回実施し、継続検査未実施車、整備不良車、不正改造車、不正軽油使用車、定期点検・車検未実施の有無の確認を行い、交通事故の減少、公害防止、犯罪抑制に寄与した。

(2) 出張検査場の維持・管理

北陸信越運輸局並びに軽自動車検査協会新潟主管事務所に協力し、当会上越分室で241日間、佐渡分室に於いて73日間の出張検査の実施に協力した。

(3) 自動車整備業の立場から交通安全、環境保全、犯罪防止に寄与する事業

6月～7月、会員である自動車分解整備事業場の事業運営環境に関する状況確認を実施し、1,787事業場の事業環境の整備に寄与するとともに、北陸信越運輸局長並びに新潟運輸支局長の実施する「環境保全優良事業場表彰」に協力した。

また、自動車分解整備事業者が所持する自動車の排気ガステスターの定期校正を延べ702台実施し、自然環境保全と公害防止に寄与した。

さらに、自動車分解整備事業場の立地条件を生かし、子供の登下校時の安全と高齢者の歩行の安全を見守る「老人とこども110番」事業を推進するとともに、新潟県が主体となって実施する「交通安全チャレンジ100事業」や「交通遺児基金」の実施する事業に協力し交通安全と犯罪防止に寄与した。

〈財源〉

無し(本会会費収入より補填)

3. 自動車整備士の養成に関する事業

自動車整備士資格養成取得のための二種養成施設の養成課程を実施し、二級ガソリン自動車整備士資格講習136名、二級ジーゼル自動車整備士資格講習39名、三級ガソリン自動車整備士資格講習85名がそれぞれ受講した。又、年2回実施される自動車整備士技能登録試験の実施に協力するとともに、外国人自動車整備技能実習評価試験を4回実施し、21名の外国人実習生の在留期間延長に寄与した。

〈財源〉

受講料及び補助金並びに本会会費収入より補填

〈人員〉

専任講師7名及び外部依頼講師46名

4. 自動車整備事業従事者の育成・指導事業

自動車分解整備事業者の資質の向上と自動車の構造・機能等の新技術の進展に対応するため、整備主任者技術研修を延べ71回実施し、3,578名が、整備主任者法令研修を延べ50回実施し、3,372名が、事業場管理者研修を延べ7回実施し、597名が、検査員研修を延べ32回実施し、2,026名が、スキルツール応用研修並びにステップアップ研修を3回実施し、64名が受講し資質の向上に資するとともに、車積載車の事故車等排除業務にかかる有償運送許可の為の研修会を延べ12回実施し、57

4名が受講し、交通安全に資した。

また、EV、HVに代表されるように、安全・公害対策に加えてエンジン性能の及び操舵性の向上はもとより居住性を向上させるための各装置に電子制御技術が取り入れられている自動車の整備技術向上に寄与するため、スキャンツールを使用した診断技術向上のためのFAINASの普及に努め、1,120事業場の加入をみるとともに、「コンピューターシステム診断認定店」を383店指定した。

さらに、自動車分解整備事業者が日常の業務に必要とする各種の情報を適宜発信し、又はその従業員等が日常の業務に必要とする技術力と知識の向上を図る事により、交通安全・公害防止・犯罪防止といった社会的要請に応え、自動車使用者の安全・快適なカーライフを支えるため次の事業を実施した。

- (1) 業界の実態調査と業界健全化のための情報発信
- (2) 自動車新技術関連情報の収集・提供と整備相談への対応
- (3) 改正自動車整備関係法令・通達関連情報の収集と提供
- (4) 自動車関係団体との相互情報交換と講習・研修会等参加による情報収集
- (5) 会員組織との連携と情報交換による相互啓発
- (6) 機関誌(N A S P A)の編纂と発行
- (7) ホームページを利用したF A I N E S 関連情報、放置駐車違反金滞納車情報等の情報提供

(1)当該事業にかかる公益目的支出の額	163,350,963 円
(2)当該事業にかかる実施事業収入の額	43,623,410 円
(3)((1)-(2))の額	119,727,553 円
(4)当該事業にかかる損益計算書の費用の額	163,350,963 円
(5)当該事業にかかる損益計算書の収益の額	43,623,410 円

(1)及び(2)に記載した額が計画に記載した額と異なる場合、その内容及び理由 注

自動車整備士資格取得講習受講者の増により収入増となったが、新技術対応講習に使用する教材確保等の教育環境整備を予定どおり行ったことにより、公益目的財産額の計画通りの費消を行うことができた。

注:この事業にかかる公益目的支出の額等の変更が、公益目的支出計画全体の実施に影響を与えるか否かについても記載してください。

(2)-2〔公益目的支出計画実施報告書〕

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

【実施事業(継続事業)の状況等】

(事業単位ごとに作成してください。)

(3)実施事業資産の状況等

番号 注	資産の名称	時価評価資産の算 定日の時価	移行後に取得した 場合の取得価額	前事業年度末日の 帳簿価額	当該事業年度末日 の帳簿価額	使用の状況
イ1	新潟市中央区東出来島 223番20(ほか8筆)	0 円	0 円	66,930,702 円	66,930,702 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
イ2	新潟市東区紫竹卸新町 1927番17	0 円	0 円	19,950,240 円	19,950,240 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
イ3	長岡市楨田屋町戸川26 43番5(ほか9筆)	0 円	0 円	13,279,380 円	13,279,380 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
イ4	長岡市水梨町外御手作 23番2(ほか2筆)	0 円	0 円	2,723,900 円	2,723,900 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
イ5	長岡市楨田屋町戸川64 3番8	0 円	0 円	5,320,750 円	5,320,750 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
イ6	上越市三ツ屋町45-4 (ほか6筆)	0 円	0 円	93,258,456 円	93,258,456 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
イ7	佐渡市八幡2075-1	0 円	0 円	3,642,000 円	3,642,000 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ロ1	新潟信用金庫出資金	0 円	0 円	200,000 円	200,000 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ロ2	たばこ組合出資金	0 円	0 円	1,300 円	1,300 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ハ1	電話加入権	0 円	0 円	688,500 円	688,500 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ア1	建物	0 円	0 円	296,560,550 円	285,729,030 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ア2	建物附属設備	0 円	3,043,000 円	22,089,084 円	20,220,414 円	令和2年5月、二養講習 用設備交換費用
ア3	構築物	0 円	0 円	5,780,839 円	4,823,330 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ア4	機械装置	0 円	0 円	4,761,926 円	3,689,282 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用
ア5	什器備品	0 円	5,174,000 円	6,841,958 円	8,895,346 円	令和2年12月、二養講習 用テスター購入
ア6	車両運搬具	0 円	0 円	2,536,915 円	1,850,899 円	計画記載どおり引き続き 当該事業で使用

注:算定日に有していた資産については、意向認可申請書(別表A 公益目的財産額の算定)に記載した資産の番号(イ1, ロ2…
ア1…など)を記載してください。

(2)-3〔公益目的支出計画実施報告書〕

(2)〔公益目的支出計画実施報告書〕

(事業単位ごとに作成してください。)

【実施事業(継続事業)の状況等】

事業番号	事業の内容
継 1	自動車社会の交通安全及び環境保全並びに犯罪防止のため、自動車使用者の保守管理意識の醸成と自動車の点検整備を促進するとともに、技術革新のつづく自動車の整備に関し、整備技術の向上と関係法令等の遵守を徹底するため、国家資格整備士を養成し、更には、整備事業に関する調査・研究、情報収集と提供を行い、整備関係従事者の育成・指導を行う事業

【実施事業収入の額の算定について】

(1)「損益計算書の収益の額」に対応した(2)「実施事業収入の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の収益の額	(2)実施事業収入の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
認定訓練事業収益	6,197,700 円	6,197,700 円	二種養成講習の受講料収入であるので実施事業収入とする。
定期研修事業収益	25,175,627 円	25,175,627 円	法の規定により定期的を実施する技術研修・法令研修の受講料収入であるので実施事業収入とする。
保安確認事業収益	3,094,083 円	3,094,083 円	国の実施する出張検査場賃貸料収入であるので実施事業収入とする。
受取認定訓練補助金収益	9,154,000 円	9,154,000 円	認定訓練事業にかかる補助金収入であるので実施事業収入とする。
雑収益	2,000 円	2,000 円	実施事業資産からの副産物であるので実施事業収入とする。
計	43,623,410 円	43,623,410 円	

注：実施事業収入の額の算定の記載事項について、必要な説明書類を添付してください。

【公益目的支出の額の算定について】

(1)「損益計算書の費用の額」に対応した(2)「公益目的支出の額」を記載し、その算定に当たっての考え方を記載してください。

損益計算書の科目	(1)損益計算書の費用の額	(2)公益目的支出の額	(2)の額の算定に当たっての考え方 注
その他	163,350,963 円	163,350,963 円	異なる科目はない。
計	163,350,963 円	163,350,963 円	

注：(1)と(2)が同額である場合には、「科目」欄を「その他」として、まとめた額を(1)及び(2)欄に記載してもかまいません。

【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込みについて】

(1) その他の主要な事業について

事業の内容及び公益目的支出計画に実施に対する影響等 注1
該当無し

注1: その他の主要な事業として、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」に記載した事業のうち、その事業の内容や実施方法に変更があった場合に、事業番号、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。
また、新たにその他の主要な事業を開始した場合は、その旨、当該事業の概要及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

(2) 資産の取得や処分、借り入れについて

実施内容(計画の変更内容)及び公益目的支出計画の実施に対する影響等 注2
該当無し

注2: 「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載した多額の借り入れや施設の更新、高額財産の取得・処分等の活動を実施した場合は、公益目的支出計画に与えた影響を記載してください。また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもののうち、計画内容に変更があった場合に、変更の内容、その理由及び公益目的支出計画に対する影響を記載してください。
また、「公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み」の備考欄に記載したもの以外で、法人全体の財務に大きな影響を与える活動を新たに予定する場合は、その内容、理由及び公益目的支出計画の実施に対する影響を記載してください。なお特に記載すべき内容がない場合はその旨入力してください。

【引当金等の明細】

(1)実施事業にかかる引当金

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
1	退職給付引当金		職員の退職給付に備えるため		
	68,908,700 円	0 円	0 円	0 円	68,908,700 円
2	役員退職慰労金		役員の退職給付に備えるため		
	6,027,500 円	1,400,000 円	0 円	0 円	7,427,500 円

(2)(1)以外の引当金のうち、算定日において計上していたもの

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

(3)「その他の支出又は保全が義務づけられているもの」としたもの 注

番号	引当金の名称		目的		事業番号
	期首残高	当期増加額	当期減少額		
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

注:算定日において、退職給付会計導入に伴う変更時差異の未処理額を公益目的財産額から控除した場合については、当該未処理額は記載不要です。なお特に記載すべき内容がない場合は空欄のまま「登録」ボタンをクリックしてください。